

「平成30年度NPO団体ステップアップサポート事業募集要項」

1. 趣旨

『公益財団法人おおいた共創基金（めじろん共創応援基金）』（以下、「基金」という。）は、行政、民間といった従来の制度的枠組みでは十分に対応しきれない新しい地域課題に対し、公益活動を支援したいとする県民から必要な資金を募り、これを活用してボランティア団体、NPO法人、コミュニティ団体等（以下「NPO団体」という）の活動支援を行っています。

基金では、NPO団体が取り組んでいる課題解決への活動をチームでサポートすることにより、その団体が、地域社会の課題をより深く追及（深掘り）することや新たな活動への展開ができる体制を確立することを支援します。

本事業は、NPO団体が助成された活動においてアドバイザー等専門家の助言などを有効に活かして活動の発展や普及を図ることを目的としたモデル事業として実施します。

2. 対象となる団体及び団体数

- ・公益的、社会的な活動を行っている大分県内のNPO団体。活動の分野、法人格の有無は問いません。ただし、県内に主たる事務所を有し、原則として1年以上の活動実績があるNPO団体が対象です。
- ・大分県公式ポータルサイト「おんぼ」にて、★2つ以上を取得していることが条件です。（応募締切までに取得できれば可）

3. 助成の対象となる活動及びその実施の条件

- ・平成30年4月から平成31年2月までの間に実施される活動であり、下記のいずれかの一つ以上に該当するとともに、本事業終了後もその効果や結果が継続することが期待できるものであること

①NPO団体の地域課題の深掘りが見込める活動

②NPO団体への新しい分野での活動

- ・活動の計画及び実施に当たっては、基金が認めたアドバイザー等の支援を受けること

4. 助成金及び基金の支援内容

- ・事業を執行するために必要な経費の支給（1団体30万円以内、2団体以内）
- ・アドバイザー等専門家による支援（経費については、助成金の中に含む）
- ・基金担当者による事業のスムーズな進行を図るための支援

5. 助成のテーマ

- ・自由テーマ（今回の助成については、分野の指定は行いません）

6. 助成の対象となる経費

- ・申請する事業を実施するために必要な費用であり、用途が明確で適切な金額であること
- ※旅費交通費、印刷費、通信費、謝金、消耗品費、人件費など、この活動に伴う諸経費が対象になります。

※団体の他の事業と共通する運営費や管理費は、原則として対象になりません。

※助成金については、基金が進捗状況等を勘案してお支払いします。

7. 応募方法

- ・所定の助成申請書に必要事項を記入の上、郵送または持参にて当基金事務局まで申請してください。

①助成申請書（[収支予算書]含む）（1部）

②添付資料（各1部）

ア. ニュース類（活動内容がわかるもの）

イ. 定款または団体の規約（またはそれに準ずるもの）

ウ. 直近の事業報告書及び活動計算書（収支計算書）

※添付書類を含む申請書類は原則として返却いたしません。

8. 応募受付期間

- ・平成30年2月1日（木）～平成30年2月28日（水）

（2月28日午後5時必着）

- ・募集要項、助成申請書、収支予算書は、ホームページ(<http://www.mejiron.org/ja/>)よりダウンロードできます。

9. 審査

- ・審査は、審査要項により基金で行います。
- ・一次審査（書類審査）の中から採択の可能性のある上位の団体について、基金職員と外部有識者で構成されるメンバーで二次審査（ヒアリング）を行います。
- ・二次審査の際に申請書の一部修正や追加の資料提出を求めることがあります。
- ・審査会は、非公開とするとともに審査経過に関するお問い合わせには応じられません。
- ・二次審査において申請書の一部修正を求められた場合は、ヒアリングにおいて告げられた期限までに修正を行っていただき、再提出していただきます。

10. 審査の基準となる事項

- ・審査は、提案事業の①必要性 ②期待される成果 ③実現性 ④継続性 の4項目について行います。

11. 決定および支援の実施予定日

- ・決定は当該団体に文書で、3月中に通知するとともに、基金のホームページ等に掲載します。（マスコミへの情報提供も行います。）
- ・決定後に速やかに、具体的な活動計画等について、当該団体と基金で協議します。

12. 発信情報の提供及び報告書の提出

- ・助成決定後、基金ホームページならびにFacebook（フェイスブック）にて発信する採択団体の情報を提供していただきます。
- ・活動の進捗状況については、原則として毎月基金担当者とメール等により情報交換をしていただきます。
- ・助成を受けた団体は、平成30年度の事業終了後1か月以内に、活動実績・成果・収支報告・写真などを含む内容の最終報告書の提出を義務とします。報告書の目的は、当基金の寄付者に寄付金の使われ方を報告するとともに、この事業の成果を県民へPRするための資料とするものです。

13. 支援事業の変更と返還義務について

- ・支援決定後、やむを得ない理由で事業内容を変更しなければならなくなった場合は、必ず基金までご相談ください。
- ・以下のような場合、助成金の全部または一部を返還していただく義務が発生することがあります。

①対象となる活動を中止・縮小した場合

②助成金を申請目的以外に使用した場合

③偽り、その他不正な手段により助成金の給付を受けたことが判明した場合

14. 応募・問い合わせ先

公益財団法人おおいた共創基金事務局

〒870-0907 大分市大津町2丁目1番41号 Tel・Fax：097-556-3116